

特定防除資材（特定農薬）に関する情報

特定農薬は、農薬取締法第3条第1項において

「その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」と定義されています。

詳細については、農林水産省のホームページを御覧願います。

農林水産省ホームページ： 特定防除資材（特定農薬）について

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tokutei/